
横浜市

第 30 回道路高架下等利用計画検討会

(13-1)

別添図面集

資料内容

- 1 都筑区茅ヶ崎中央①
- 2 栄区長沼町②
- 3 栄区長沼町③
- 4 旭区さちが丘④
- 5 磯子区森一丁目⑤
- 6 南区二葉町一丁目⑥
- 7 緑区霧が丘六丁目⑦

1 都筑区茅ヶ崎中央①

1-1 位置図

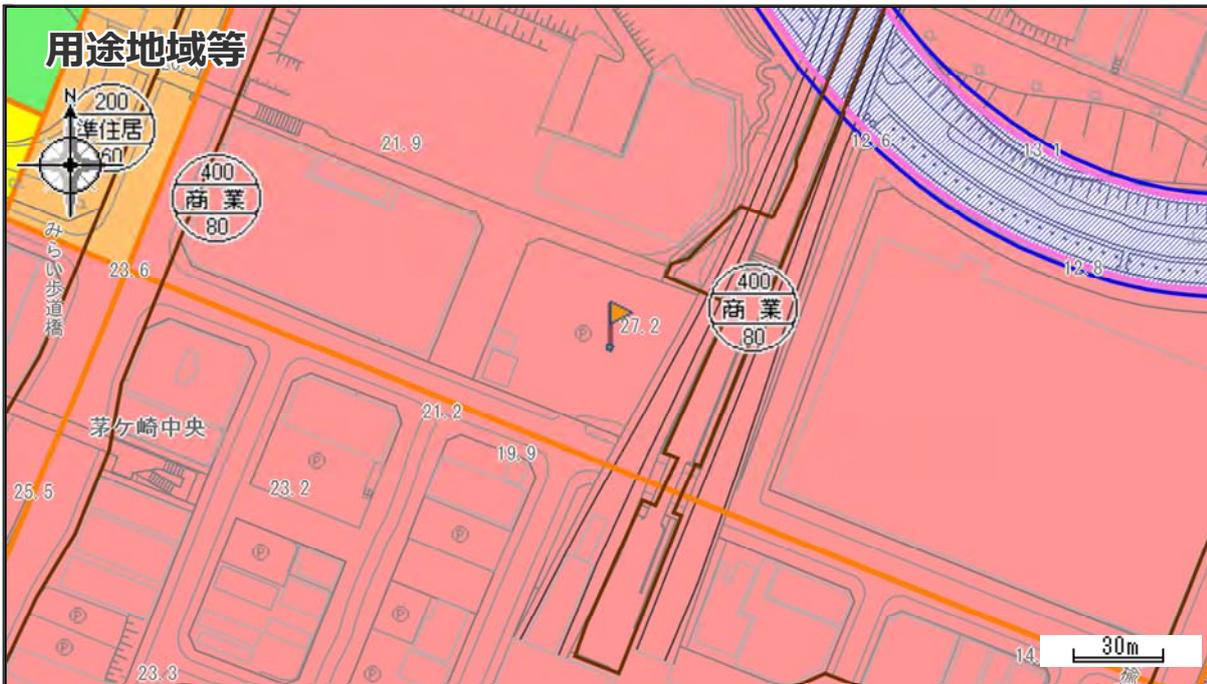
1-2 用途地域図

1-3 平面図

1-4 区域線図

1-5 案内写真





(凡 例)		区域区分
第1種低層住居専用地域	第2種低層住居専用地域	市街化区域
第1種中高層住居専用地域	第2種中高層住居専用地域	用途地域
第1種住居地域	第2種住居地域	商業地域 建蔽率：80% 容積率：400%
準住居地域	近隣商業地域	高度地区
商業地域（第7種高度地区）	商業地域（第6種高度地区）	高度地区（最高限）：第7種高度地区
商業地域（最低限1種高度地区）	商業地域（最低限2種高度地区）	防火・準防火地域 防火地域
準工業地域（第5種高度地区）	準工業地域（第7種高度地区）	駐車場整備地区
工業地域（第5種高度地区）	工業地域（第7種高度地区）	港北ニュータウン第2駐車場整備地区
工業専用地域	最低限3種高度地区	地区計画
市街化調整区域		港北ニュータウンセンター南地区地区計画
用途界	道路界	土地区画整理事業
地番界（区域区分のみ）	地形地物界等（区域区分のみ）	横浜北部新都市第二地区土地区画整理事業（※事業完了）
都市計画道路	都市計画河川	建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く）
		建築基準法第22条による区域
		宅地造成工事規制区域
		宅地造成工事規制区域
		駐車場条例の附置義務区域
		駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域
		街づくり協議地区等
		港北ニュータウン街づくり協議地区
		景観計画
		景観計画（全市域）
		図面番号
		22
		図面番号（旧）
		20

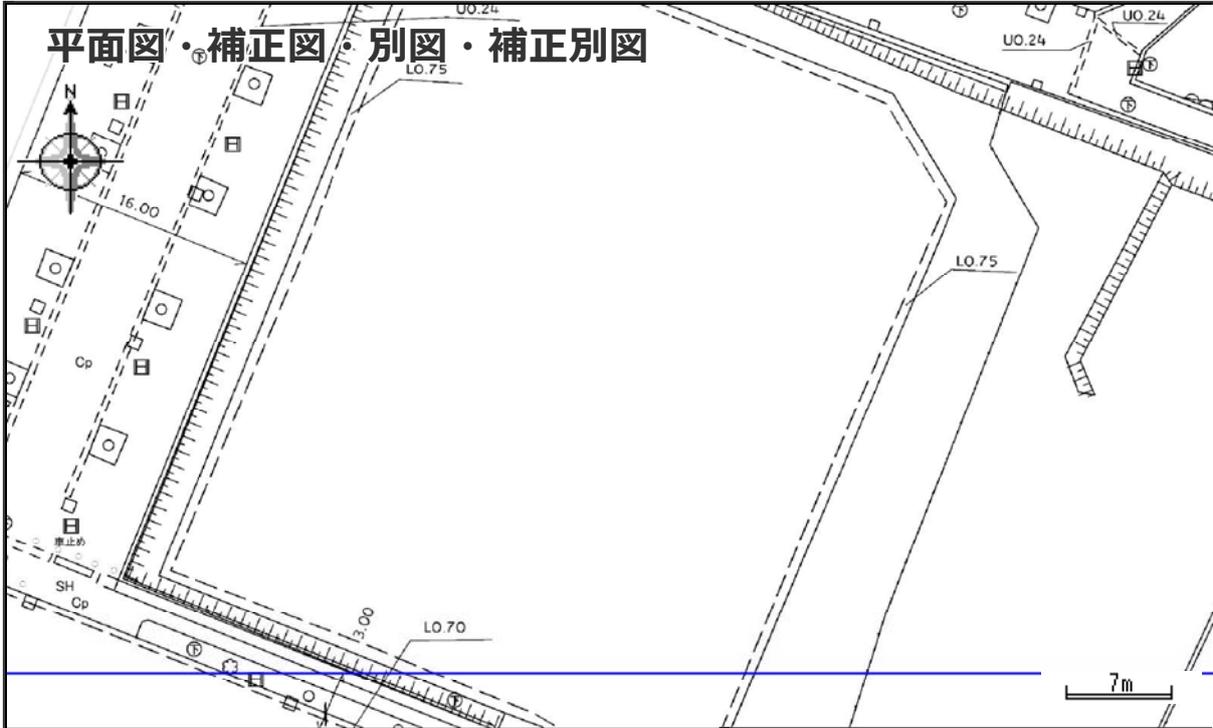
※区域区分界については線種ごとに色分け

旗の位置に関するものは右の通りです。
お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。

上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。
注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。

横浜市建築局
2020/6/22 19:32:43

容積率 用途地域 建蔽率



【 平面図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】
 ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
 (<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

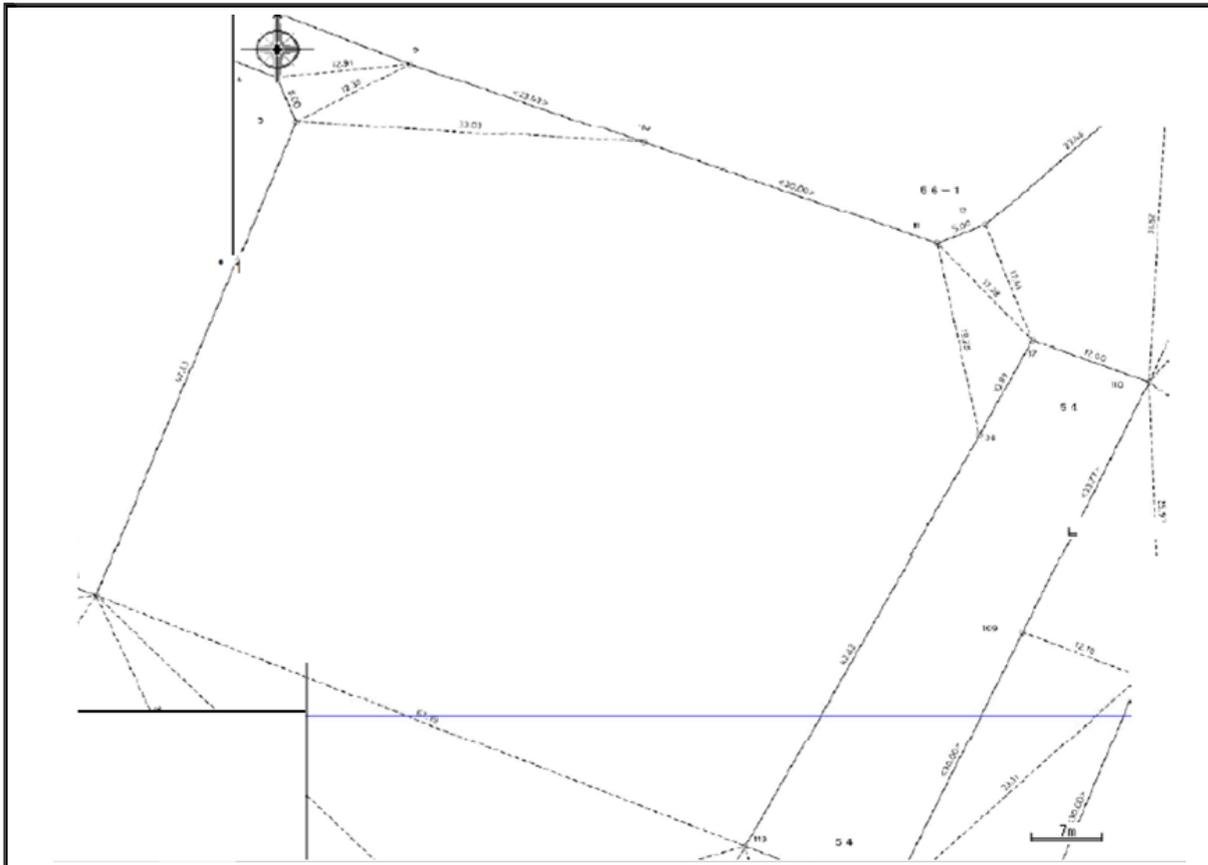
・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年6月22日

（This section is currently blank in the provided image.)

横浜市道路局
 2020/6/22 19:18:28

区域線図・補正図・別図・補正別図



【 区域線図 】

・当情報における区域線図は、道路の区域を表した図面で、道路と隣接する土地との境界点とその点間距離を記載しています。（道路台帳平面図に記載されている場合もあります。）

・区域線は、すべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所まで道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。なお、市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認してください。

・図面境については、距離表示が二重に記載されている場合があります。また、区域線が図面境の途中で切れているものは、道路台帳平面図に記載されている場合がありますので、道路台帳平面図も確認してください。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合

道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合

道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

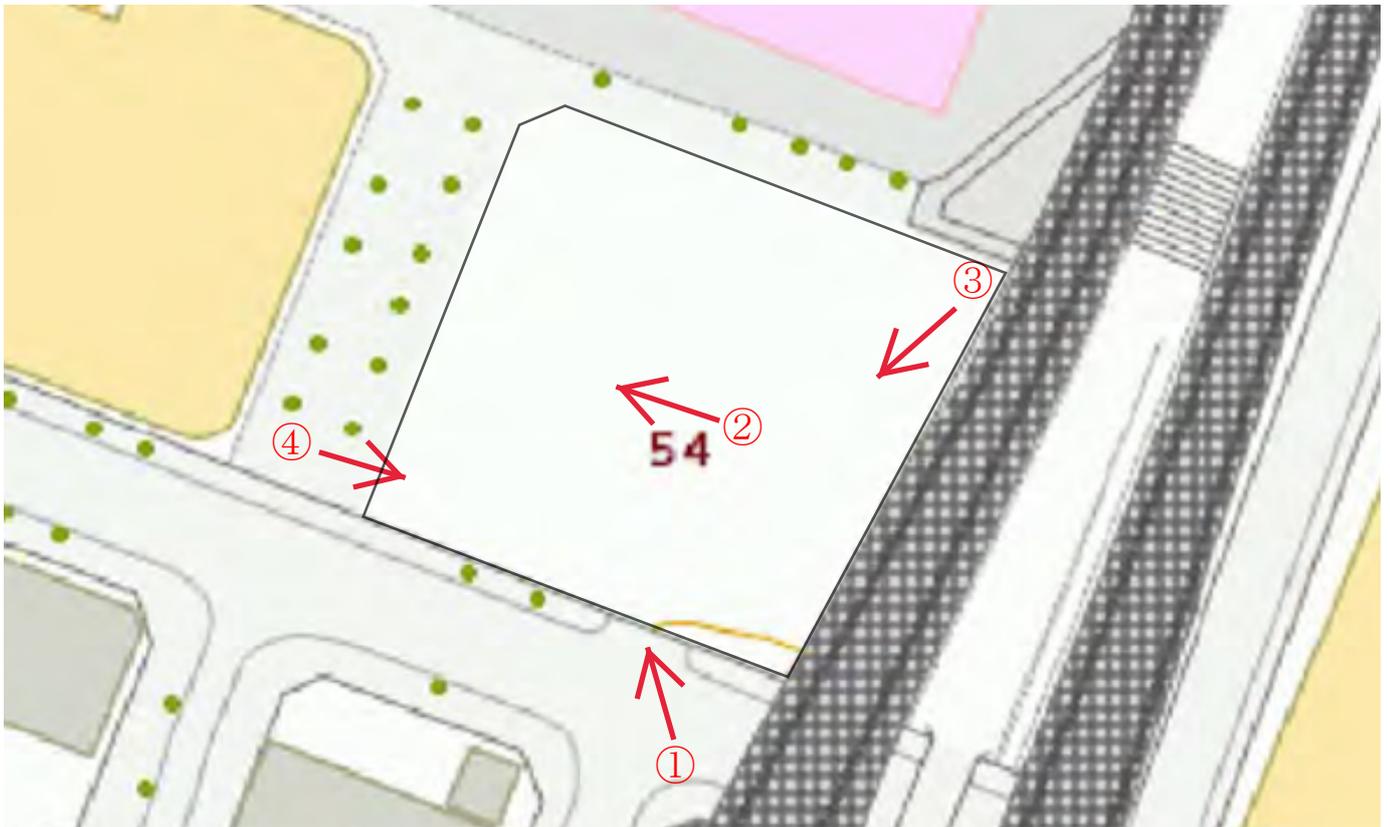
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年6月22日



2 栄区長沼町②

2-1 案内図

2-2 位置図

2-3 用途地域図

2-4 平面図

2-5 区域線図

2-6 案内写真

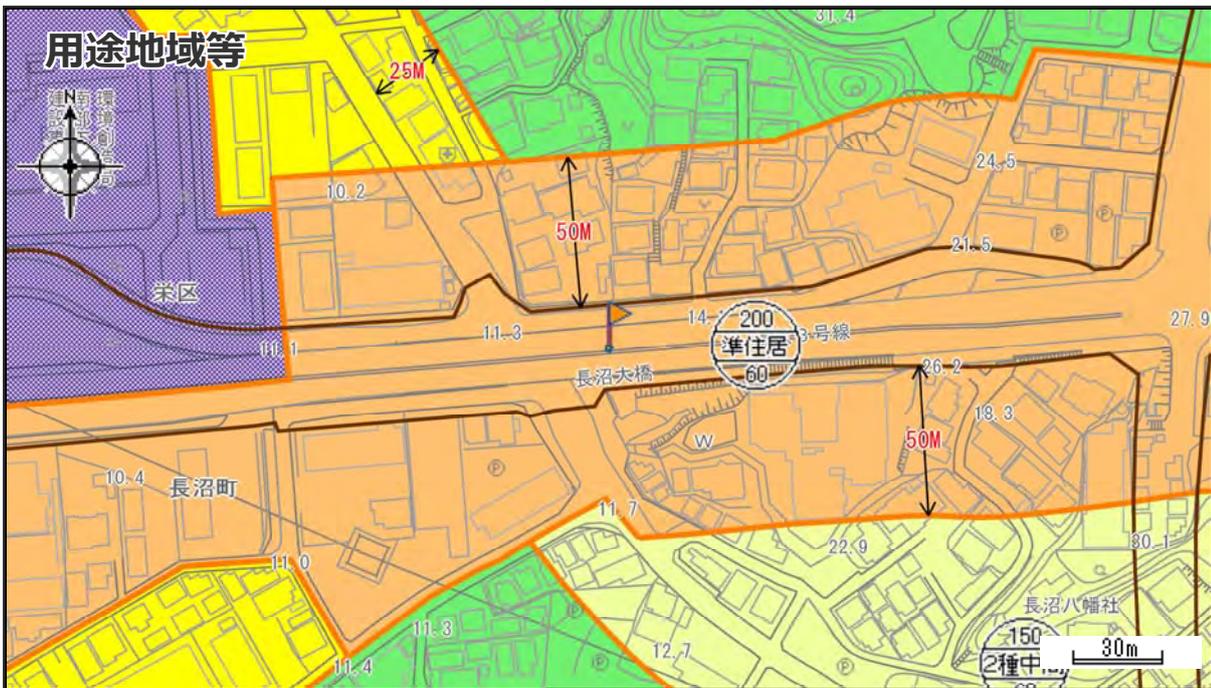


栄区区民生活マップGIS版

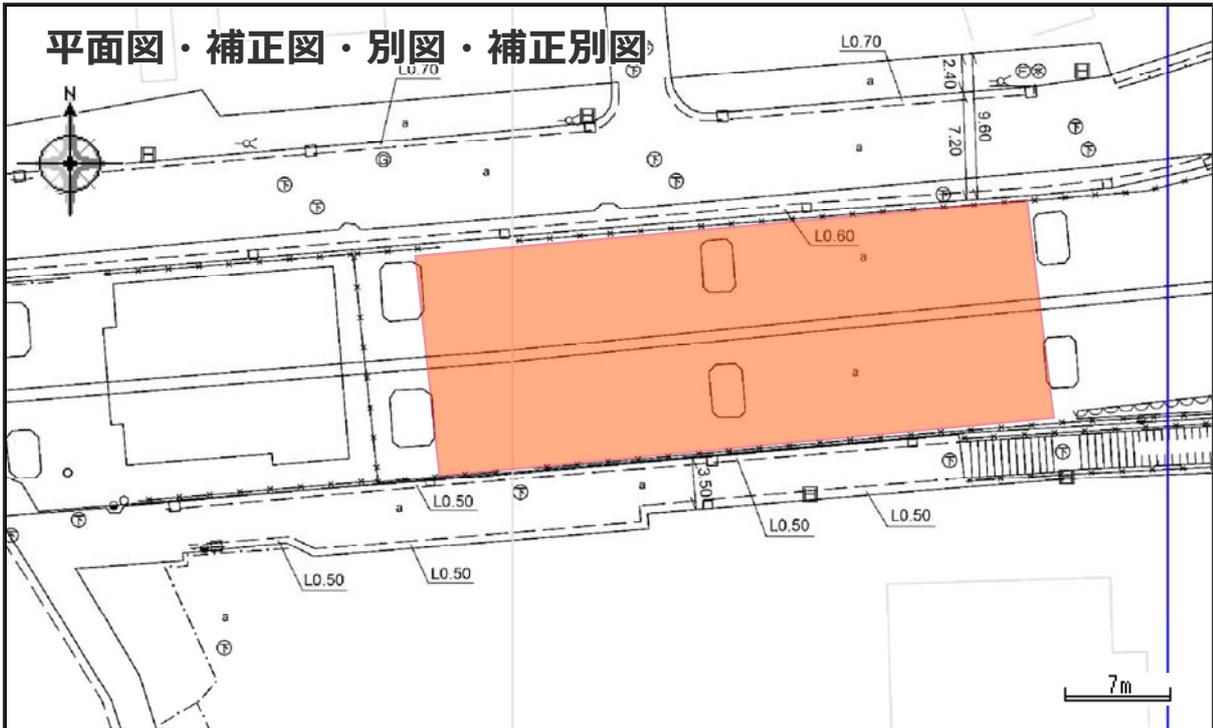


栄区区民生活マップGIS版

Copyright(C) City of Yokohama. All rights reserved.



<p>(凡例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域(第7種高度地区) 商業地域(最低限1種高度地区) 準工業地域(第5種高度地区) 工業地域(第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界(区域区分のみ) 都市計画道路</p>		<p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域(第6種高度地区) 商業地域(最低限2種高度地区) 準工業地域(第7種高度地区) 工業地域(第7種高度地区) 最低限3種高度地区 道路界 地形地物界等(区域区分のみ) 都市計画河川</p>	<p>区域区分 市街化区域</p> <p>用途地域 準住居地域 建蔽率: 60% 容積率: 200%</p> <p>高度地区 高度地区(最高限): 第4種高度地区</p> <p>緑化地域 緑化地域</p> <p>防火・準防火地域 準防火地域</p> <p>都市計画道路 3・3・11 環状3号線 代表幅員: 22m 決定年月日(当初決定): S32.12.17 告示番号: 建設省1653 / 変更年月日(最終変更): R元.12.25 変更告示番号: 市366</p> <p>都市計画事業認可(都市施設)状況及び都市計画道路整備状況(参考)整備済</p> <p>建築基準法道路種別(指定道路図) 法第42条第1項第1号道路</p> <p>建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制 高さが1.0mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間</p> <p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p> <p>駐車場条例の附置義務区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区</p> <p>景観計画 景観計画(全市域)</p> <p>図面番号 155</p> <p>図面番号(旧) 157</p>
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>		<p>容積率 用途地域 建蔽率</p>	
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>			
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注)地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>			
<p>横浜市建築局 2020/6/22 18:48:0</p>			



【 平面図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

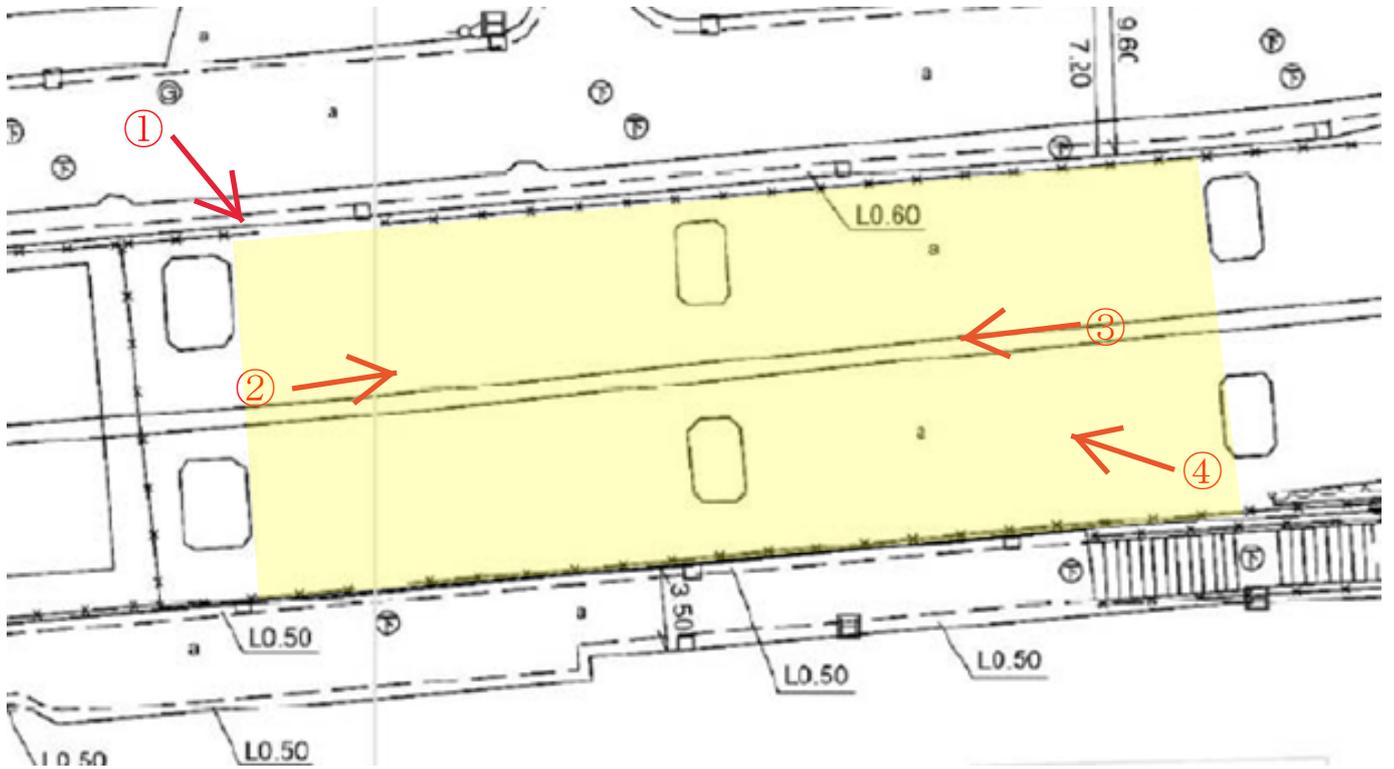
【 別図 】
 ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】
 ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
 ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】
 ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
 ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
 道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>
 ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
 ・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。
・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年6月22日

横浜市道路局
 2020/6/22 18:53:11



3 栄区長沼町③

3-1 案内図

3-2 位置図

3-2 用途地域図

3-3 平面図

3-4 区域線図

3-5 案内写真



栄区区民生活マップGIS版

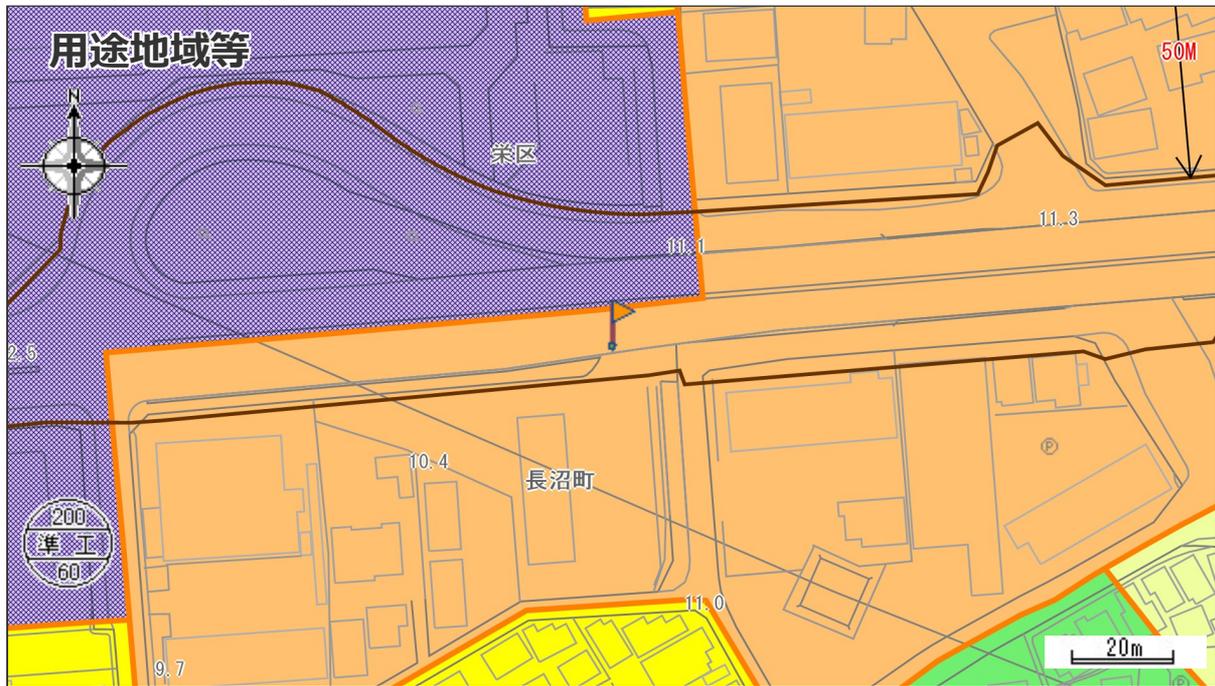
栄区长沼町334



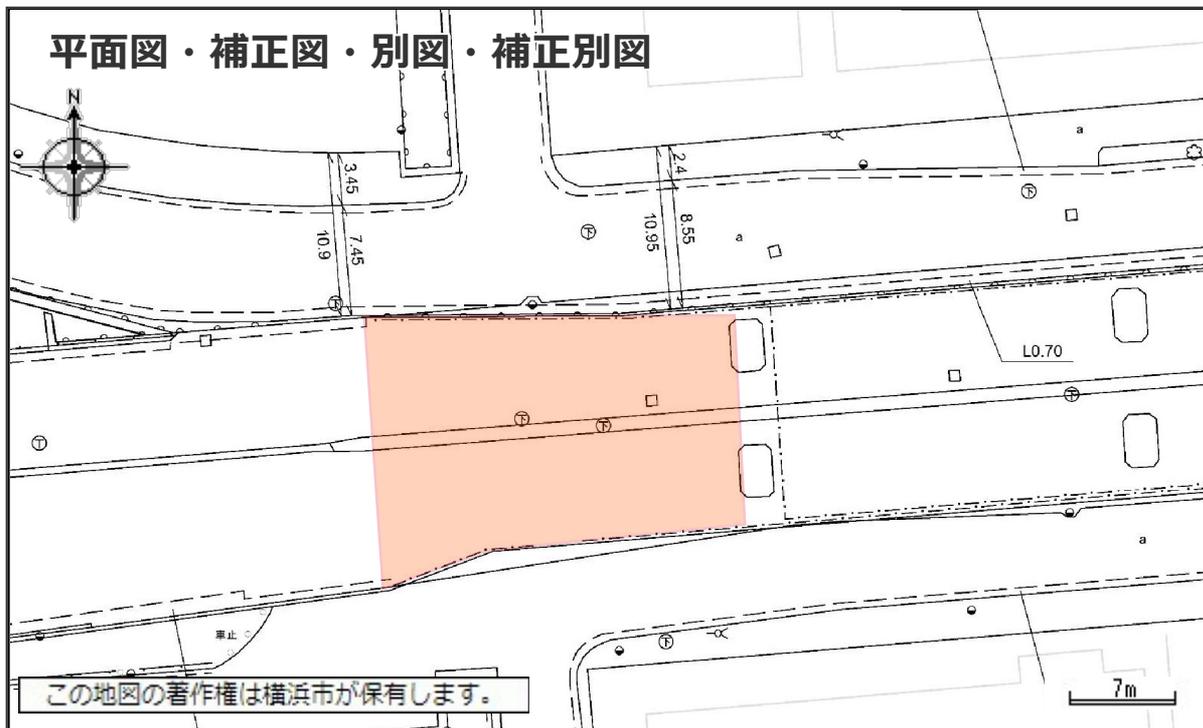
栄区区民生活マップGIS版

Copyright(C) City of Yokohama. All rights reserved.

横浜市行政地図情報提供システム | 印刷



<p>(凡 例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域 (第7種高度地区) 商業地域 (最低限1種高度地区) 準工業地域 (第5種高度地区) 工業地域 (第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界 (区域区分のみ) 都市計画道路</p>		<p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 (第6種高度地区) 商業地域 (最低限2種高度地区) 準工業地域 (第7種高度地区) 工業地域 (第7種高度地区) 最低限3種高度地区</p>	<p>区域区分 市街化区域 用途地域 準住居地域 建築率：60% 容積率：200% 高度地区 高度地区 (最高限)：第4種高度地区 緑化地域 緑化地域 防火・準防火地域 準防火地域 都市計画道路 3・3・11 環状3号線 代表幅員：22m 決定年月日 (当初決定)：S32.12.17 告示番号：建設省1653 / 変更年月日 (最終変更)：R元.12.25 変更告示番号：市366 都市計画事業認可 (都市施設) 状況及び都市計画道路整備状況 (参考) 整備済 建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域 日影規制 高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間 駐車場条例の附置義務区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区 景観計画 景観計画 (全市域) 図面番号 155 図面番号 (旧) 157</p>
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>		<p>道路界 地形地物界等 (区域区分のみ) 都市計画河川</p>	<p>容積率 用途地域 建築率</p>
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>		<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>	
<p>横浜市建築局 2020/7/22 11:23:1</p>			



【 平面図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

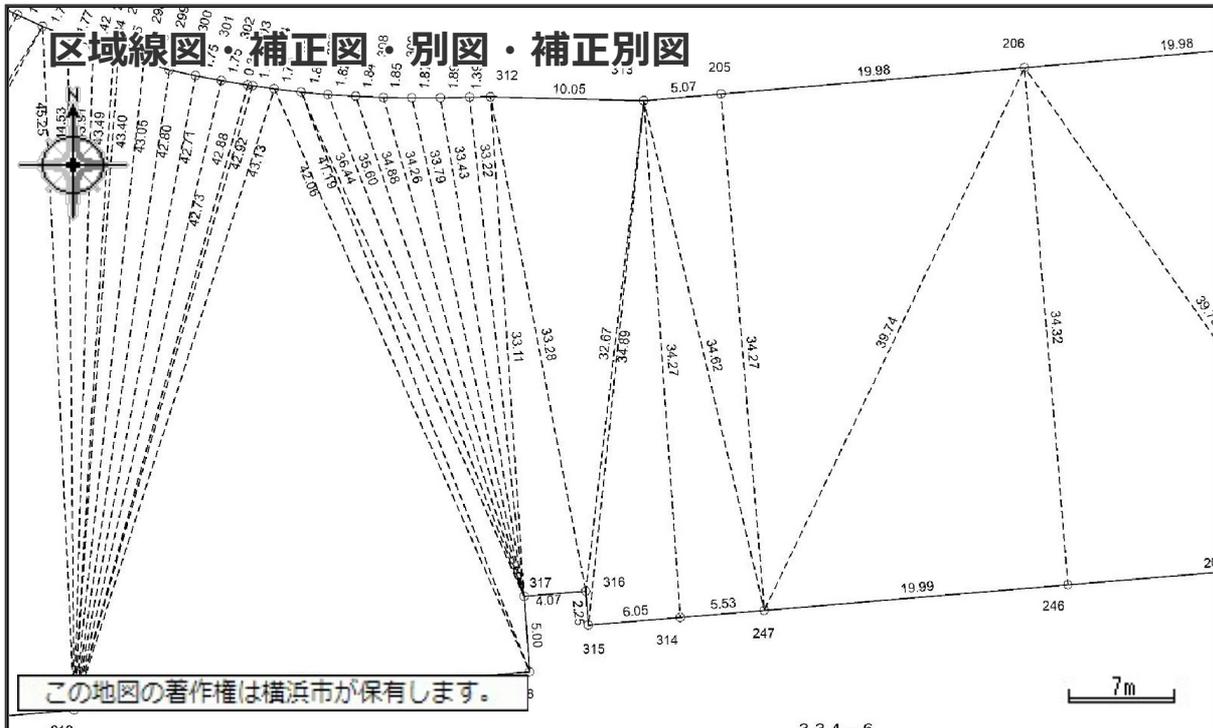
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年8月4日



【 区域線図 】

- ・当情報における区域線図は、道路の区域を表した図面で、道路と隣接する土地との境界点とその点間距離を記載しています。（道路台帳平面図に記載されている場合もあります。）
- ・区域線は、すべての道路について記載されているわけではありませんので、区域線が記載されていない箇所については、土木事務所で道水路等境界調査図の有無の確認をお願いします。なお、市境の道路の境界調査図については、道路調査課調査係で確認してください。
- ・図面境については、距離表示が二重に記載されている場合があります。また、区域線が図面境の途中で切れているものは、道路台帳平面図に記載されている場合がありますので、道路台帳平面図も確認してください。

【 補正図 】

- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

- ・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。
- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

- ・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。
- ・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

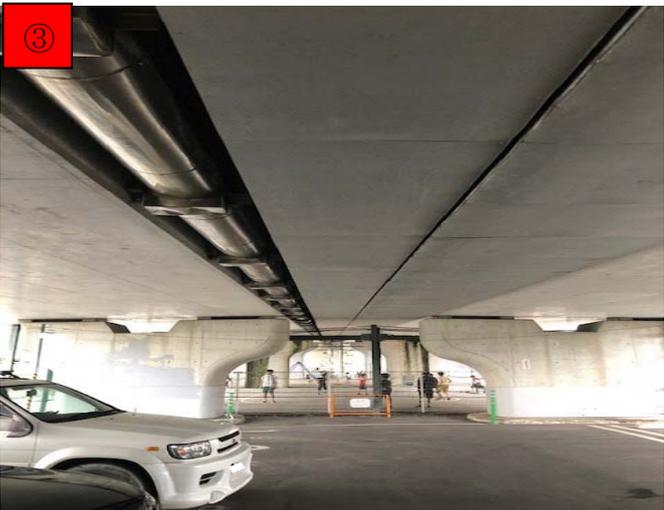
【 共通事項 】

- ・動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。
- ・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)
- ・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

334-6

- ・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。
- ・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年8月4日



4 旭区さちが丘④

4-1 位置図

4-2 用途地域図

4-3 平面図

4-4 区域線図

4-5 案内写真



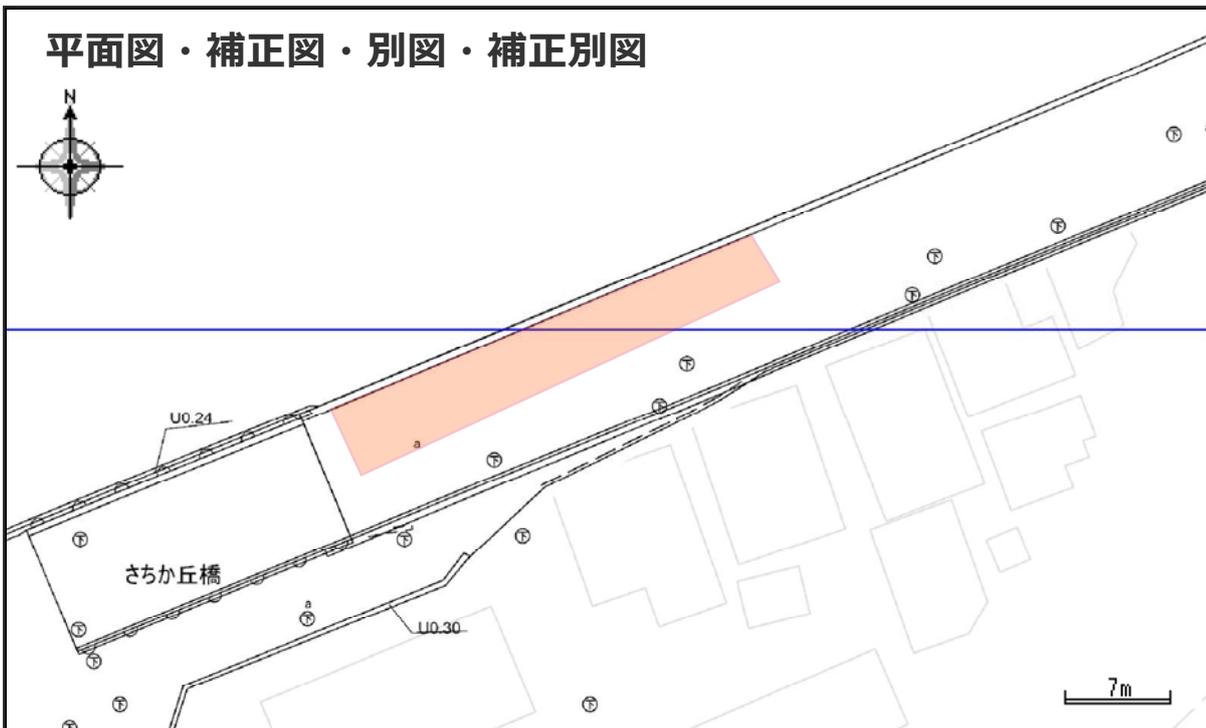
旭区区民生活マップ

Copyright(C) City of Yokohama. All rights reserved.

横浜市行政地図情報提供システム | 印刷



<p>(凡 例)</p> <p> 第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域 (第7種高度地区) 商業地域 (最低限1種高度地区) 商業地域 (最低限2種高度地区) 商業地域 (最低限3種高度地区) 準工業地域 (第5種高度地区) 工業地域 (第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界 (区域区分のみ) 都市計画道路 </p>		<p> 第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域 (第6種高度地区) 商業地域 (第7種高度地区) 準工業地域 (第7種高度地区) 工業地域 (第7種高度地区) 最低限3種高度地区 道路界 地形地物界等 (区域区分のみ) 都市計画河川 </p>	
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>		<p>区域区分 市街化区域 用途地域 第1種住居地域 建蔽率：60% 容積率：200%</p>	
		<p>高度地区 高度地区 (最高限)：第4種高度地区</p>	
		<p>緑化地域 緑化地域</p>	
		<p>防火・準防火地域 準防火地域 建築基準法第22条区域 (防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p>	
		<p>日影規制 高さが10mを超える建築物/4.0m/4時間/2.5時間</p>	
		<p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p>	
		<p>駐車場条例の附置義務区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区</p>	
		<p>景観計画 景観計画 (全市域)</p>	
		<p>図面番号 87</p>	
		<p>図面番号 (旧) 94</p>	
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>			
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注) 地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>			
<p>横浜市建築局 2020/7/22 11:14:42</p>			



【 平面図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年7月21日

5 磯子区森一丁目⑤

5-1 位置図

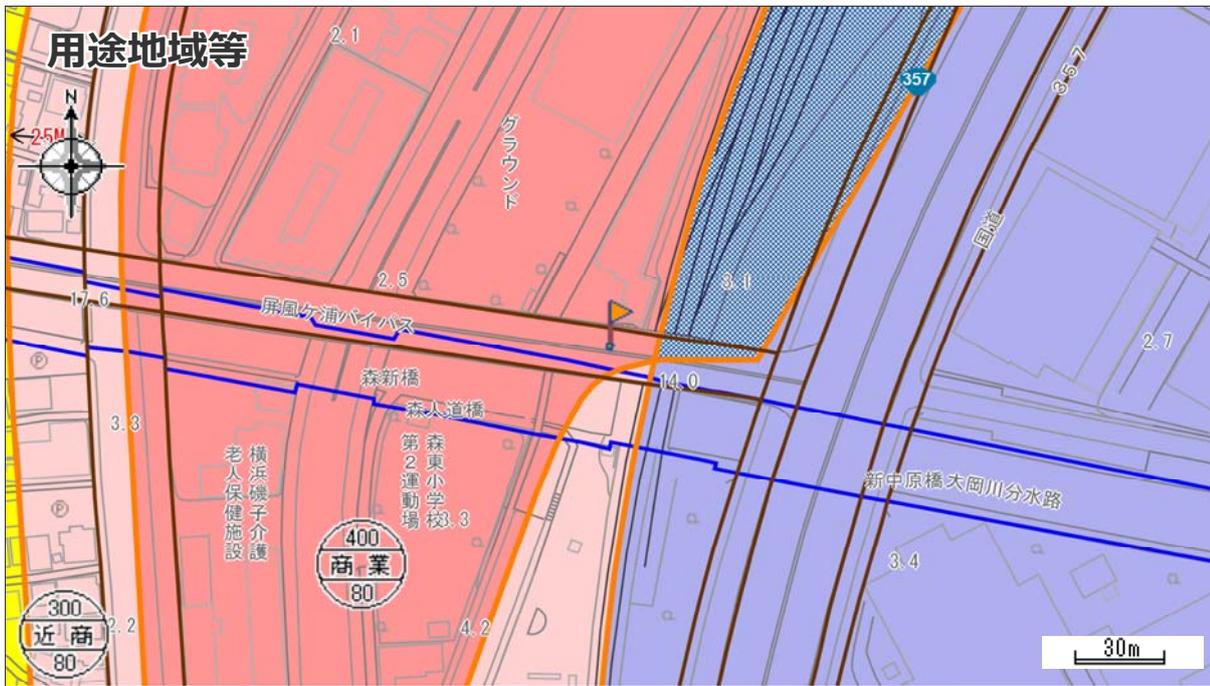
5-2 用途地域図

5-3 平面図

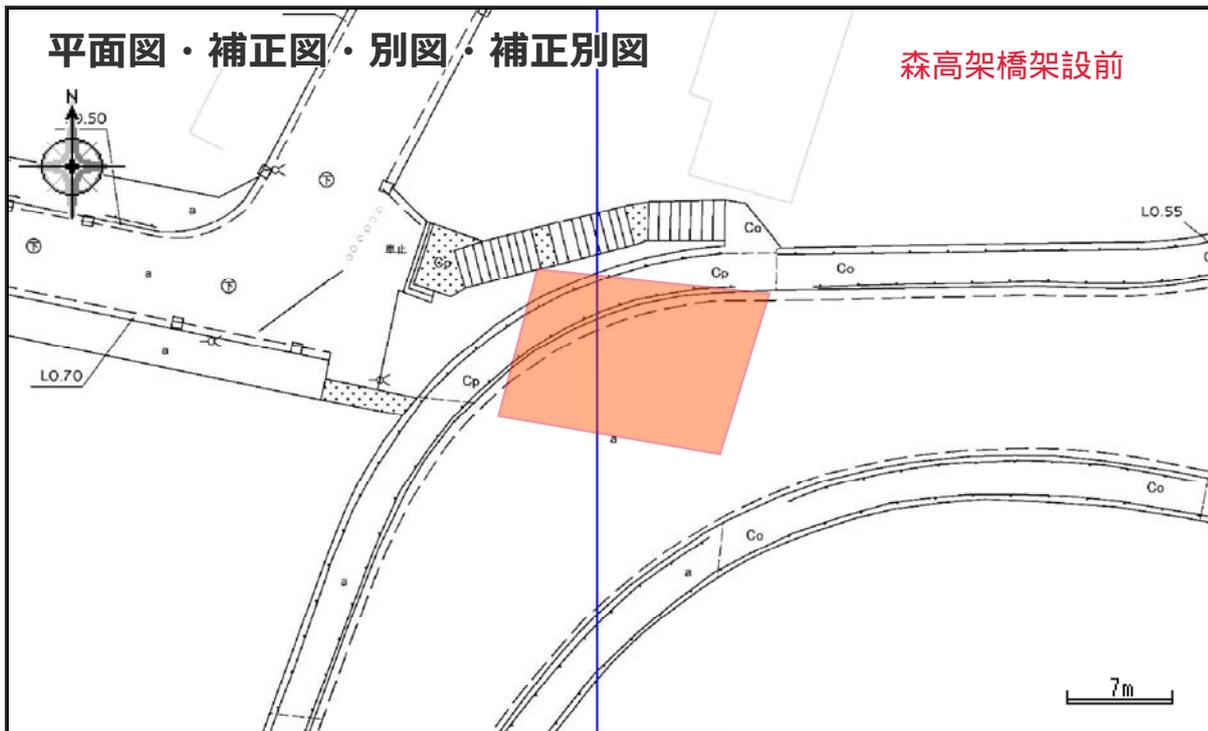
5-4 案内写真



旭区区民生活マップ



<p>(凡例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域(第7種高度地区) 商業地域(最低限1種高度地区) 準工業地域(第5種高度地区) 工業地域(第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域</p> <p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域(第6種高度地区) 商業地域(最低限2種高度地区) 準工業地域(第7種高度地区) 工業地域(第7種高度地区) 最低限3種高度地区</p> <p>用途界 地番界(区域区分のみ) 都市計画道路</p> <p>道路界 地形地物界等(区域区分のみ) 都市計画河川</p> <p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>		<p>区域区分 市街化区域</p> <p>用途地域 商業地域 建蔽率：80% 容積率：400%</p> <p>高度地区 高度地区(最高限)：第7種高度地区</p> <p>防火・準防火地域 防火地域</p> <p>都市計画道路 3・1・1 環状2号線 代表幅員：42m 決定年月日(当初決定)：S25.6.17 告示番号：建設省567 / 変更年月日(最終変更)：H28.3.25 変更告示番号：市165</p> <p>都市計画事業認可(都市施設)状況及び都市計画道路整備状況(参考) 整備済</p> <p>建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p> <p>駐車場条例の附置義務区域 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域</p> <p>景観計画 景観計画(全市域)</p> <p>図面番号 149</p> <p>図面番号(旧) 142</p>
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>		
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注)地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>		
<p>横浜市建築局 2020/7/21 13:2:34</p>		



【 平面図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合があります。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

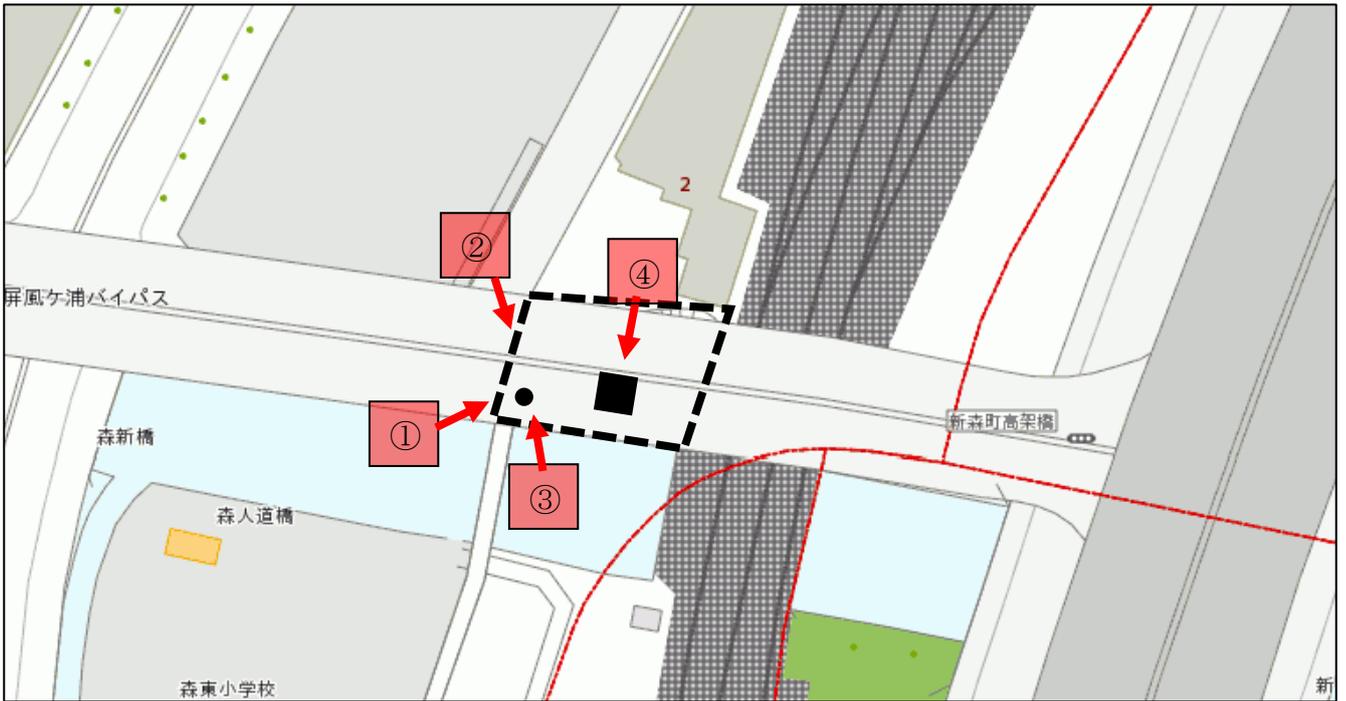
(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

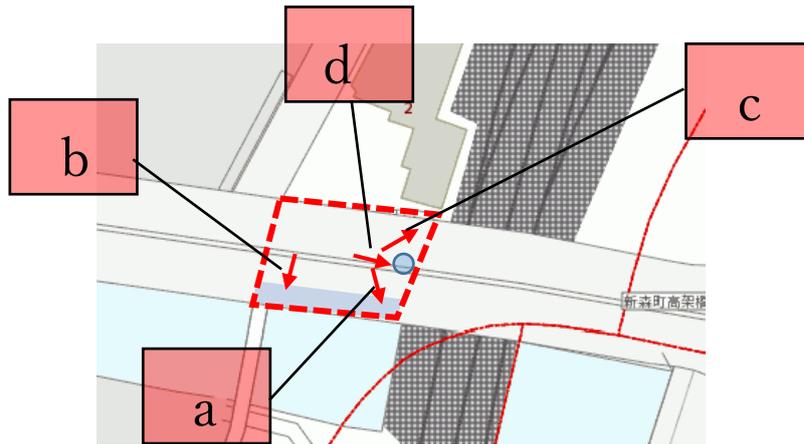
・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年7月21日



【参考写真】磯子区森一丁目



a. 水路部分



b. 水路部分



c. JR 敷地との境界



d. 水道の立ち上がり



6 南区二葉町一丁目⑥

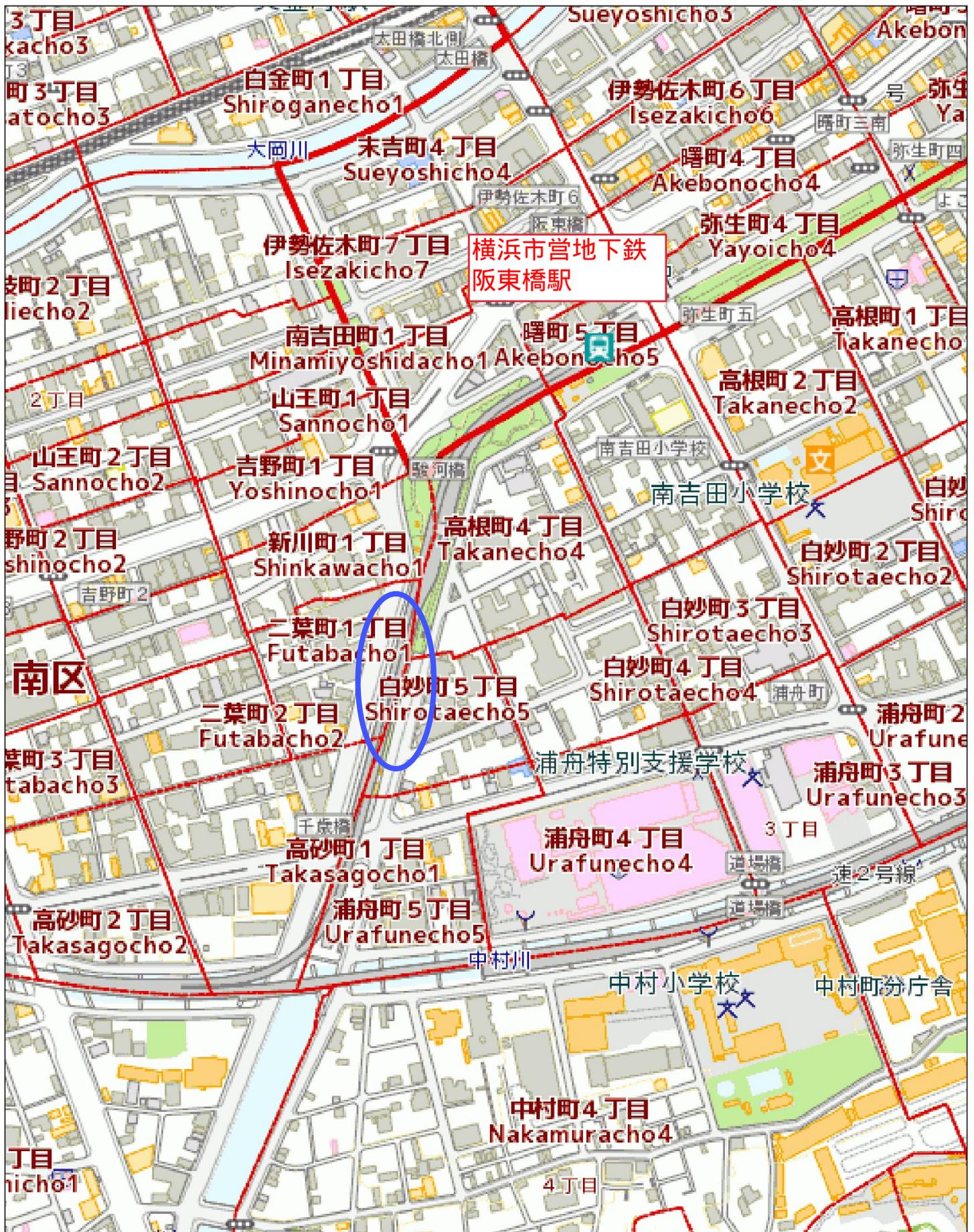
6-1 案内図

6-2 位置図

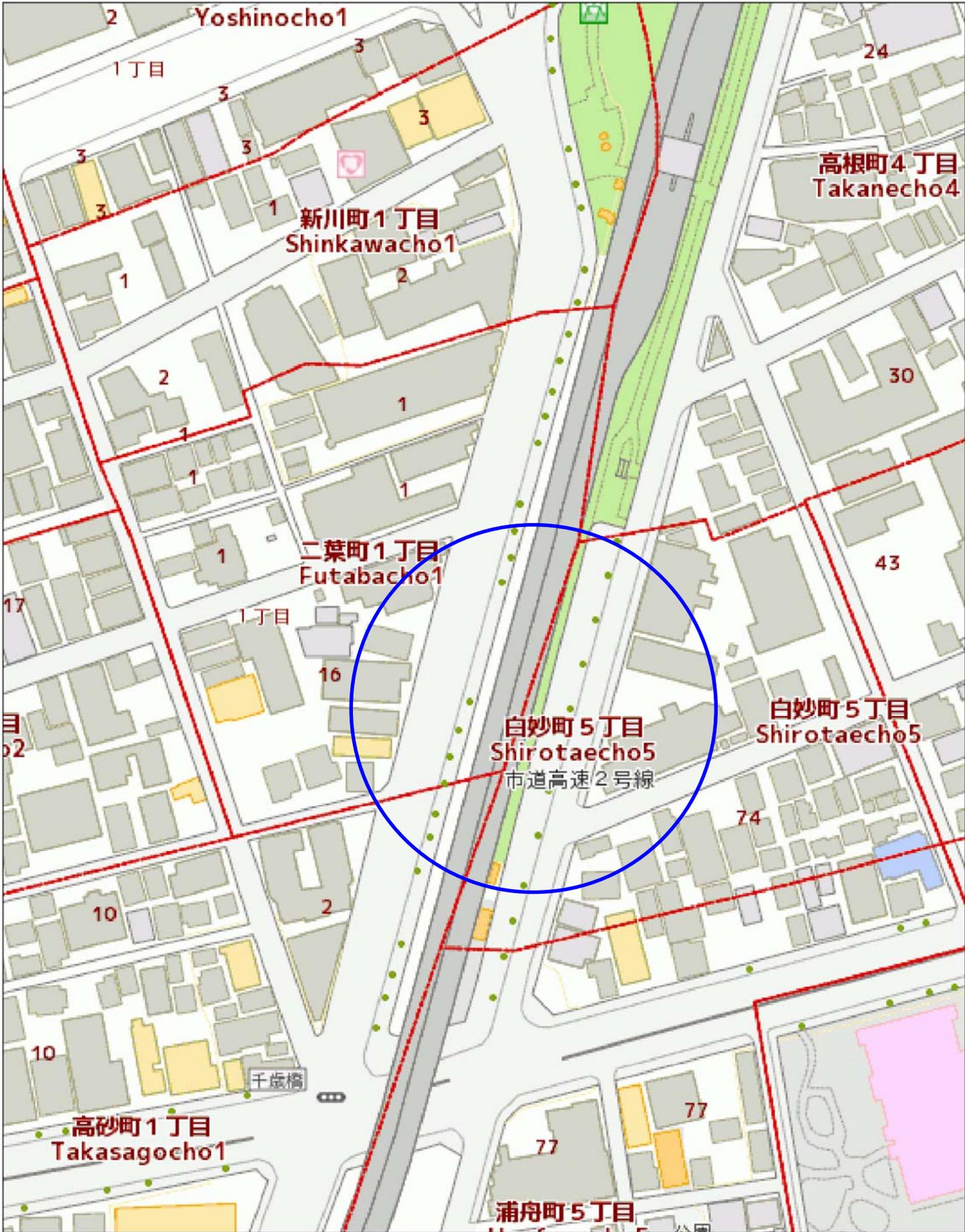
6-3 用途地域図

6-4 平面図

6-5 案内写真



緑区区民生活マップ

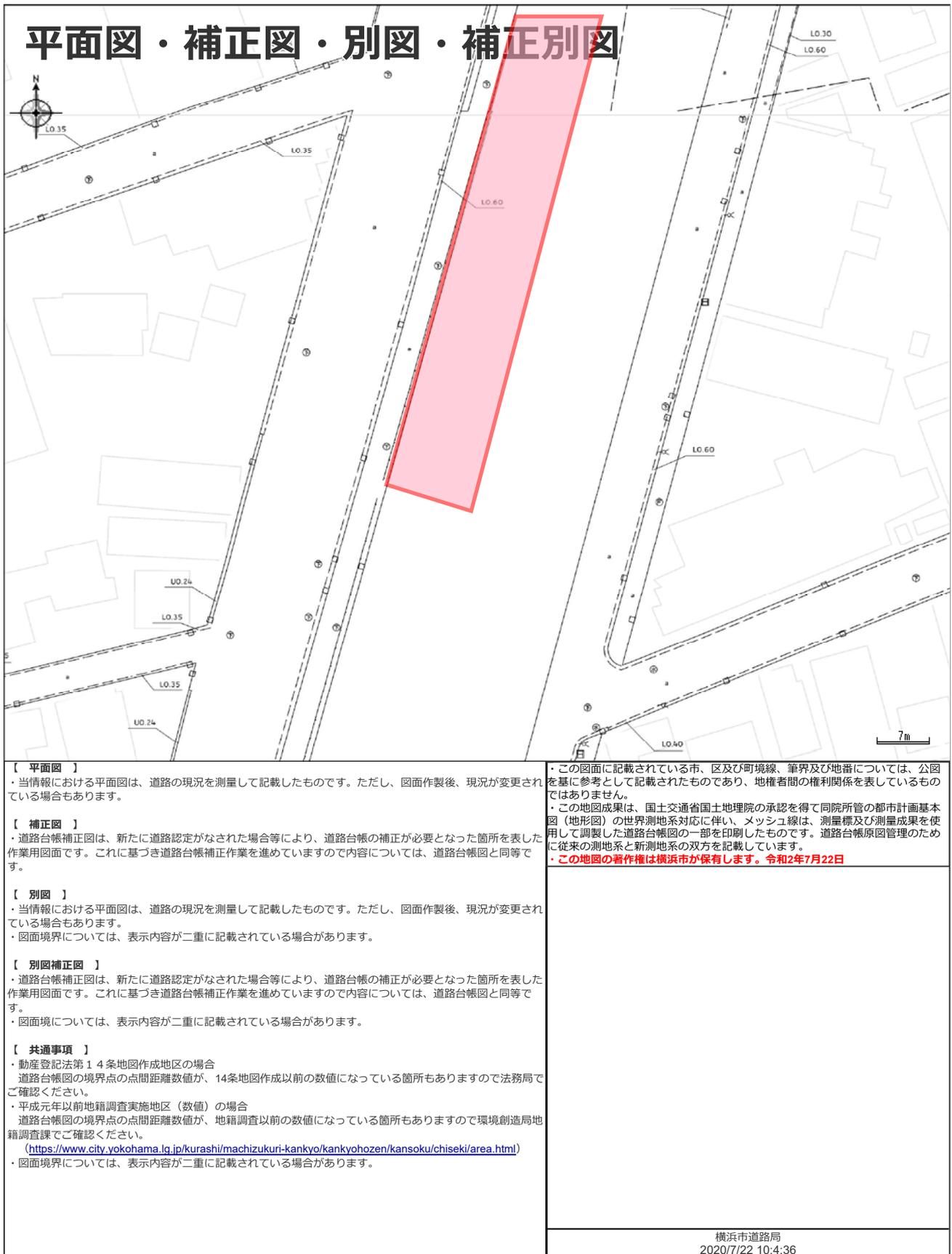


南区区民生活マップ

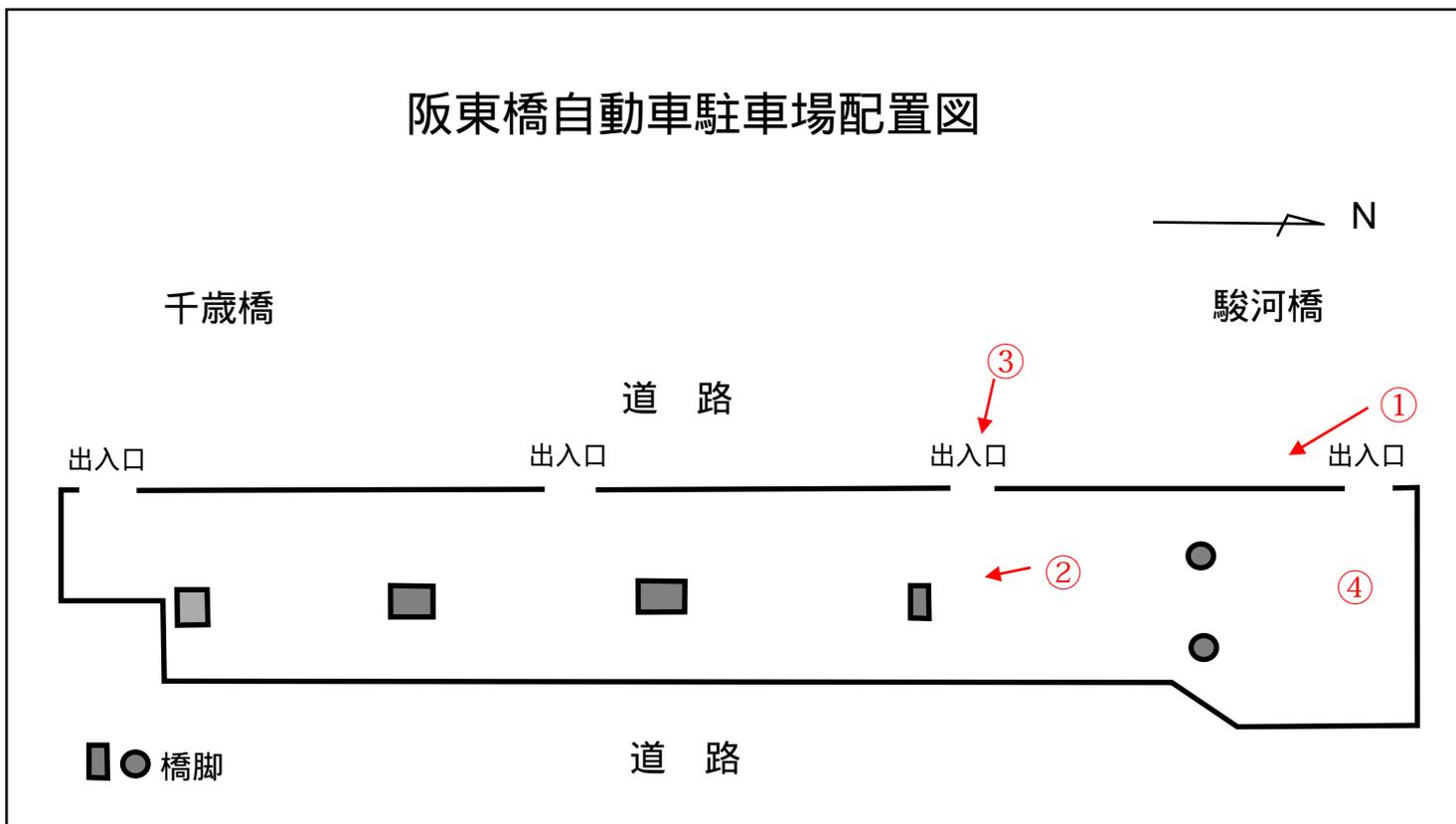
Copyright(C) City of Yokohama. All rights reserved.



<p>(凡例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 (Green)</p> <p>第1種中高層住居専用地域 (Light Green)</p> <p>第1種住居地域 (Yellow)</p> <p>準住居地域 (Orange)</p> <p>商業地域 (第7種高度地区) (Red)</p> <p>商業地域 (最低限1種高度地区) (Pink)</p> <p>準工業地域 (第5種高度地区) (Purple)</p> <p>工業地域 (第5種高度地区) (Blue)</p> <p>工業専用地域 (Dark Blue)</p> <p>市街化調整区域 (Light Blue)</p> <p>用途界 (Orange line)</p> <p>地番界 (区区域分のみ) (Red line)</p> <p>都市計画道路 (Orange box)</p>		<p>第2種低層住居専用地域 (Light Green)</p> <p>第2種中高層住居専用地域 (Light Yellow)</p> <p>第2種住居地域 (Yellow)</p> <p>近隣商業地域 (Pink)</p> <p>商業地域 (第6種高度地区) (Pink with cross-hatch)</p> <p>商業地域 (最低限2種高度地区) (Pink with horizontal lines)</p> <p>準工業地域 (第7種高度地区) (Purple with vertical lines)</p> <p>工業地域 (第7種高度地区) (Blue with vertical lines)</p> <p>最低限3種高度地区 (Red with diagonal lines)</p> <p>道路界 (Pink line)</p> <p>地形地物界等 (区区域分のみ) (Green line)</p> <p>都市計画河川 (Blue box)</p>		<p>区域区分</p> <p>市街化区域</p> <p>用途地域</p> <p>商業地域 建蔽率：80% 容積率：400%</p> <p>高度地区 高度地区（最高限）：第7種高度地区</p> <p>防火・準防火地域 防火地域</p> <p>都市計画道路 1・4・3 中央線 代表幅員：18m 決定年月日（当初決定）：S45.11.2 告示番号：県968 / 変更年月日（最終変更）：S63.8.5 変更告示番号：県678</p> <p>都市計画事業認可（都市施設）状況及び都市計画道路整備状況（参考） 整備済</p> <p>駐車場整備地区 中央地区駐車場整備地区</p> <p>建築基準法第22条区域（防火地域及び準防火地域を除く） 建築基準法第22条による区域</p> <p>駐車場条例の附置義務区域 駐車場整備地区又は商業地域若しくは近隣商業地域</p> <p>景観計画 景観計画（全地域）</p> <p>図面番号 116</p> <p>図面番号（旧） 109</p>	
<p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p>					
<p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p>					
<p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注）地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p>					
<p>横浜市建築局 2020/7/22 8:16:13</p>					



阪東橋自動車駐車場配置図



7 緑区霧が丘六丁目⑦

7-1 案内図

7-2 位置図

7-3 用途地域図

7-4 平面図

7-5 区域線図

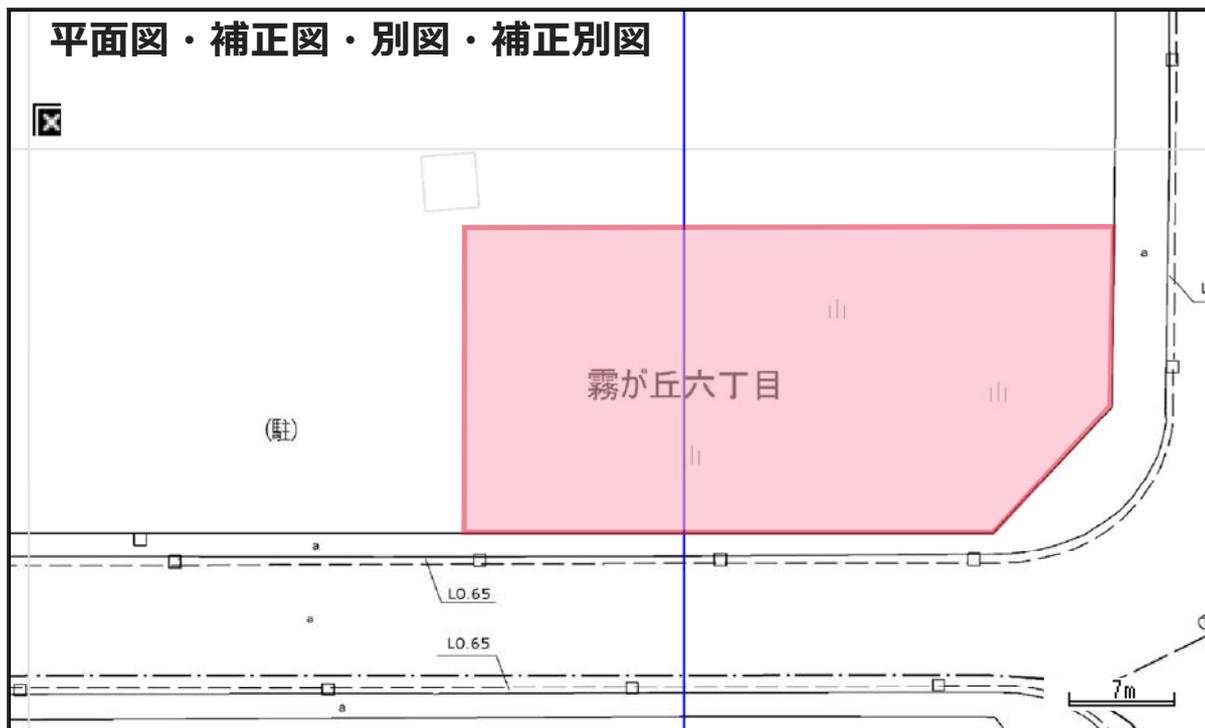
7-6 案内写真



緑区区民生活マップ



<p>(凡 例)</p> <p>第1種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第1種住居地域 準住居地域 商業地域(第7種高度地区) 商業地域(最低限1種高度地区) 準工業地域(第5種高度地区) 工業地域(第5種高度地区) 工業専用地域 市街化調整区域 用途界 地番界(区域区分のみ) 都市計画道路</p> <p>第2種低層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第2種住居地域 近隣商業地域 商業地域(第6種高度地区) 商業地域(最低限2種高度地区) 準工業地域(第7種高度地区) 工業地域(第7種高度地区) 最低限3種高度地区 道路界 地形地物界等(区域区分のみ) 都市計画河川</p> <p>容積率 用途地域 建蔽率</p> <p>※区域区分界については線種ごとに色分け</p> <p>旗の位置に関するものは右の通りです。 お調べの土地が境界付近の場合は、担当課にご確認ください。</p> <p>上の図は都市計画の法定図面ではありませんので、公に証明する資料として利用することはできません。参考図としてご利用ください。 注)地区計画、市街化調整区域等や前面道路状況等により右記の建築制限内容が変わる場合がありますので、詳細については各担当課にご確認ください。</p> <p>横浜市建築局 2020/7/22 9:22:37</p>		<p>区域区分 市街化区域</p> <p>用途地域 第1種中高層住居専用地域 建蔽率：60% 容積率：150%</p> <p>高度地区 高度地区(最高限)：第3種高度地区</p> <p>緑化地域 緑化地域</p> <p>防火・準防火地域 準防火地域</p> <p>風致地区 新治・三保風致地区：第4種(建蔽率(40%)、容積率(用途地域で規定)、建築物の高さ(1.5m)、外壁後退(道路2m、その他1m))</p> <p>土地区画整理事業 霧が丘土地区画整理事業(※事業完了)</p> <p>建築基準法第22条区域(防火地域及び準防火地域を除く) 建築基準法第22条による区域</p> <p>日影規制 高さが1.0mを超える建築物/4.0m/3時間/2時間</p> <p>宅地造成工事規制区域 宅地造成工事規制区域</p> <p>駐車場条例の附置義務区域 周辺地区又は自動車ふくそう地区</p> <p>景観計画 景観計画(全地域)</p> <p>図面番号 49</p> <p>図面番号(旧) 46</p>
---	--	--



【 平面図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

【 補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

【 別図 】

・当情報における平面図は、道路の現況を測量して記載したものです。ただし、図面作製後、現況が変更されている場合もあります。

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 別図補正図 】

・道路台帳補正図は、新たに道路認定がなされた場合等により、道路台帳の補正が必要となった箇所を表した作業用図面です。これに基づき道路台帳補正作業を進めていますので内容については、道路台帳図と同等です。

・図面境については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

【 共通事項 】

・動産登記法第14条地図作成地区の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、14条地図作成以前の数値になっている箇所もありますので法務局でご確認ください。

・平成元年以前地籍調査実施地区（数値）の場合
道路台帳図の境界点の点間距離数値が、地籍調査以前の数値になっている箇所もありますので環境創造局地籍調査課でご確認ください。

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/kankyohozen/kansoku/chiseki/area.html>)

・図面境界については、表示内容が二重に記載されている場合があります。

・この図面に記載されている市、区及び町境界線、筆界及び地番については、公図を基に参考として記載されたものであり、地権者間の権利関係を表しているものではありません。

・この地図成果は、国土交通省国土地理院の承認を得て同院所管の都市計画基本図（地形図）の世界測地系対応に伴い、メッシュ線は、測量標及び測量成果を使用して調製した道路台帳図の一部を印刷したものです。道路台帳原図管理のために従来の測地系と新測地系の双方を記載しています。

・この地図の著作権は横浜市が保有します。令和2年7月21日

